

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書		2	1	5						事業場所	第一次質問回答(No. 6)の「図面等から判断可能なもの」とはどのようなものまでを含むのでしょうか、直接記載されているのみと考えればよいのかご教示ください。	要求水準書及び別途「参考資料（既設施設図面）」に直接記載されている内容及びそれらの資料から判断される内容です。
2	要求水準書		2	1	6	(1)					選定事業者の業務範囲	当該項目に関する第一次質問回答(No. 7)の内容が、入札説明書に関する第一次質問回答(No. 11, 15)と異なります（回答内容が全く反対の内容になっています）。どちらが正でしょうか。	要求水準書の第一次質問回答を正としてください。
3	要求水準書		4	1	7	(3)	オ				管理運営に関する業務	本施設の見学者対応は、選定事業者の業務範囲内と回答（一次質問回答No. 18）されておりますが、要求水準書の事業者の業務範囲（p3 選定事業者の業務範囲）では「見学者対応に関する協力」と記述されており、事業者の業務として見学者対応を行うのか、市が行う見学者対応に協力するのか不明確です。  本施設は貴市の南部汚泥資源化センター内に設置されており、また下水処理事業者である貴市が実施する事業であることから、見学者対応（受付業務や処理場との調整、計画等）は貴市が主体的に行い、選定事業者は貴市に協力して本施設の説明や施設案内を行うと明確に区分頂きますようお願いいたします。	本施設内の見学者対応（受付、案内、説明、安全対策など）は、選定事業者の業務範囲とします。ただし、選定事業者が燃料化施設を限定し主体的に見学者を受け入れる場合は、市が本施設見学者の人数、見学日時等を事前に把握可能なようにしてください。また、選定事業者が行う見学者対応に関する市への協力内容は、本施設を含む南部汚泥資源化センターに見学者が訪問した際に本施設の説明、案内、安全対策などへの協力です。
4	要求水準書		6	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	隣接する稼働中の既設炉から発生する焼却灰・排気ガス等による放射能リスクについて、第一次質問回答(No. 174)では国等の基準、指針等に準じて～協議となっておりますが、安全影響調査実施の必要性はどうお考えでしょうか。	市としては国等の基準、指針等に準じて必要に応じて検討します。
5	要求水準書		6	2	1						解体撤去工事にかかわる基本的な考え方	第一次質問回答(No. 174)のご回答に「本事業に影響があった場合」とありますが、放射性物質の影響(被害)が出た後で、協議では遅いのではないのでしょうか。	「影響があった」とは、国等の基準、指針等に準じて調査した結果、本事業の解体作業の工程等に影響が出た場合等を想定しております。このため、その時点での協議が遅いとは考えておりません。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
6	要求水準書		7	2	3	(1)					解体撤去に際して留意が必要な機器類と対策案	第一次質問回答(No. 31)の「他施設の管理運営に支障をきたすことがない範囲」で受電可能な電力量をご教示ください。	500 kVAとなります。
7	要求水準書		8	2	3	(2)	ウ				解体撤去対象施設の概要 No177	汚泥ピット内に120ton相当残存している汚泥については、第一次質問回答(No. 177)で放射性物質が一切含まれていないものと考えているとのことですが、その根拠をお示し下さい。	既設焼却炉2号炉（汚泥ピット含む）は、平成21年4月21日から28日の運転を最後に完全停止していることから放射性物質が含まれていないものと考えています。
8	要求水準書		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	第一次質問回答(No. 48)において、撤去品のうちの有価物に関して、入札時より価格が変動した場合の扱いは、入札説明書の別紙1に従い、使用する指標は協議するとあります。 別紙1においては、価格調整は設備工事費にのみ建設工事着工月までを基準として算定するとなっております。  撤去物に関して、設備工事以外の有価物は調整外であり、建設工事着工月にて全ての有価物について判断するという理解でよろしいでしょうか。	撤去品のうち有価物の価格変動の取り扱いは入札説明書別紙1のとおり、選定事業者と市で協議して算定します。撤去品のうち有価物も調整内ですので、売却時において物価変動等における改定の判断を行うこととなります。
9	要求水準書		9	3	3	(2)					燃料化対象物	第一次質問回答(No. 59)のご回答に「ただし、緊急時は除きます。」とありますが、“緊急時”とはどのような時で、その時の条件をご教示下さい。また、“緊急時”により別途かかる費用について、横浜市殿にてご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。	緊急時とは、南部資源化センター以外の施設からの汚泥等の受入れなどを想定しています。なお、緊急時により別途かかる費用については、別途発生した作業、ユーティリティー等の内容を市と協議した上で、別途かかった費用については市が負担します。
10	要求水準書		10	3	3	(4)					汚泥性状	第一次質問回答(No. 63)のご回答に「範囲を逸脱した汚泥性状」とありますが、どの程度を“逸脱”した性状とするのかご教示願います。	表3-3-4-1～3に示す汚泥性状の実績等をもとに、市と協議して定めた標準的な範囲からはずれた消化汚泥等の性状です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
11	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	第一次質問回答(No. 178)において、「放射能の測定結果等は横浜市殿のHPに掲載しておりますので、参考として下さい。」とありますが、この数字は、表3-3-4-3の数値と同等の扱いでしょうか、それとも単なる参考値としての扱いでしょうか。	市のホームページに掲載している放射性物質の濃度は、参考値としてください。
12	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	第一次質問回答(No. 64)において、汚泥中の重金属類の濃度については、「水質試験年報」を参照とありますが、H22年度版にてよろしいでしょうか。また、その範囲を逸脱した場合は、横浜市殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	平成17年度版から平成22年度版の水質試験年報を参照してください。また、表3-3-4-1～3に示した項目以外の汚泥性状に関する標準的な範囲の設定については実績等をもとに市と協議とします。市と協議した標準的な範囲を逸脱した重金属類の濃度の場合は、市の負担です。
13	要求水準書		10	3	3	(3)	ア				汚泥性状の実績	今後の放射性物質濃度の推移予測ご提示について、第一次質問回答(No. 178)は、横浜市殿HPの測定結果等(脱水汚泥のセシウム総量は4検体のみ)を参考にして下さいとなっていることにより、横浜市殿は推移予測が不可能であるとの見解でしょうか。横浜市殿の推移予測をご提示下さい。	下水汚泥中の放射性物質の濃度は、放射性崩壊による減衰だけではなく、今後の降雨等による下水道への流入の影響を受けるため、現時点で予測することは困難であると考えております。
14	要求水準書		10	3	3	(4)					汚泥性状	消化汚泥等の放射性物質の濃度について、燃料化物の放射性物質濃度を100Bq/kg未満(クリアランスレベル未満)とするために、表3-3-4-3に記載された114Bq/kgよりも低い値を基準値として提案書に規定し、基準値未満の消化汚泥等を受け入れ対象、基準値以上の消化汚泥等は、受け入れ対象外(横浜市殿にて処分)と明記した場合、要求水準未達になりますか。	消化汚泥等を受入対象外とした場合には、要求水準未達となります。なお、消化汚泥等の成分の標準的な範囲は事業契約書(案)第13条により定めますが、消化汚泥等の放射性物質の濃度については、0(ND)～100Bq/kgを標準的な範囲と考えています。また、標準的な範囲を逸脱した場合は、事業契約書(案)第64条に基づき、協議となります。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
15	要求水準書		10	3	3	(4)					汚泥性状	上記質問において、要求水準書を満たす、もしくは協議事項となった場合、結果として、年間計画処理量の46,500t/年を有効利用できない場合が想定されます。放射性物質を含む消化汚泥等の受け入れ基準により、年間計画処理量を満たさない場合、要求水準書未達となりますか。	本施設稼働開始までに定めた標準的な成分範囲内の消化汚泥等を受け入れず、結果として年間計画処理量の46,500t/年を処理できない場合には、基本的に要求水準未達となります。ただし、「モニタリング基本計画」第3の4(3)に基づき、市がやむを得ない事由と認めた等の場合には、要求水準未達とせず、減額ポイントを計上しない場合があります。
16	要求水準書		10	3	3	(4)					汚泥性状	燃料化物の放射性物質の濃度について、100Bq/kg以上(クリアランスレベル以上)となった場合、放射性物質は全て消化汚泥等に由来することから、買取を拒否する旨を提案書に明記した場合、要求水準未達になりますか。	No14の回答を参照してください。
17	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	脱水汚泥等に含まれる放射性セシウム濃度が114Bq/kgとなっています。放射性物質が含まれる脱水汚泥から生成される燃料化物を有効利用して、将来、市民等への健康被害が発生した場合、その販売元である横浜市殿の責任についての第一次質問回答(No. 180)は、国の基準、指針等に準じて対応しているため、横浜市殿のリスクとの解釈とでよろしいでしょうか。	国等の基準、指針等に基づき、選定事業者の適切な管理運営のもとに製造された燃料化物を有効利用するため、市民等への健康被害の発生は想定しておりません。
18	要求水準書		10	3	3	(4)					標準的な範囲の設定	第一次質問回答(No. 63)で消化汚泥の性状は、表3-3-4-1~3に示す汚泥性状の実績等をもとに標準的な範囲を定めることとしています。このため、その範囲を逸脱した汚泥性状を標準的な範囲として設定することは想定しておりませんとありますので、表3-3-4-3の放射能性物質濃度114Bq/Kgを大きく逸脱する場合、例えば9/6測定値266Bq/kg(要求水準書の約2倍以上)は明らかに協議事項ではなく標準範囲外となるとの理解でよろしいでしょうか。	御質問の例においては、標準的な範囲には入らないと考えています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
19	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	消化汚泥等の放射性物質について、消化汚泥等の成分の標準的な範囲を定める協議が整わなかった場合について第一次質問回答(No. 183)では、市は放射性物質に関する対応として国等の基準、指針等に準ずる事としております。要求水準書10頁第3の3(4)及び国等の基準、方針に準じて、選定業者と市で本施設稼働前までに協議を行いますを参照となっておりますが、質問のご回答が不明確ですので再度ご質問致します。明解なご回答をお願いいたします。 ・質問内容⇒消化汚泥等の放射性物質について、消化汚泥等の成分の標準的な範囲を定める協議が整わなかった場合は、横浜市殿としてどのようにお考えでしょうか。	消化汚泥等の放射性物質の濃度に関する標準的な範囲について、万が一協議が整わなかった場合には、0(ND)～100Bq/kgを標準的な範囲とすることを考えております。
20	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	ご提示された放射性物質の濃度(114Bq/Kg)を要求水準とする場合、燃料化物の引取り困難になる可能性が高いと考えます。放射性物質に関するリスクは全て横浜市殿のリスクとしていただきたくご検討願いますとの質問について、第一次質問回答(No184)では、「市は放射性物質に関する対応として国等の基準、指針等に準ずる事としております。要求水準書10頁第3の3(4)及び国等の基準、方針に準じて、選定業者と市で本施設稼働前までに協議を行います。」を参照となっております。放射性物質に関するリスクは実施方針で規定されている不可抗力リスク(事業者負担1%以下)としては位置づけずに、横浜市殿と事業者でリスクを分散する方向とのご見解でしょうか。	本事業における消化汚泥等に含まれる放射性物質については、基本的に「消化汚泥等の性状」の一つと考えております。従いまして、消化汚泥等に含まれる放射性物質の濃度の増減につきましては、実施方針のリスク分担表における「消化汚泥等の供給」リスクとしております。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
21	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	営業運転時には、圧送時の滑剤の注入を考慮し、脱水ケーキの含水率の判断場所は受注者施設内としていただけますようお願いいたします	消化汚泥等の含水率等は、基本的には市側で計測した値により判断することとします。ただし、市から選定事業者へ消化汚泥等を供給する地点付近で選定事業者側の責任と費用で含水率等の計測を行い、第三者機関からの検査証等とともに提出があった場合には、その計測した値により判断することも可能とします。なお、その場合には標準的な範囲についても滑剤の注入を考慮した値とします。
22	要求水準書		10	3	3	(4)	リ				標準的な範囲の設定	第一次質問回答(No. 65)において、「本施設稼働開始までに協議により定めた消化汚泥等の成分の標準的な範囲～」とありますが、協議の前提は、事業者提案における標準的な範囲と考えてよろしいでしょうか。	消化汚泥等の成分の標準的な範囲は、実績等をもとに協議を行います。
23	要求水準書		10	3	3	(4)	リ				標準的な範囲の設定	第一次質問回答(No. 65)のご回答に「標準的な範囲を逸脱した場合」とありますが、“逸脱”した範囲とは、どの範囲とするのかご教示願います。	逸脱した範囲とは、市と協議して定めた消化汚泥等の標準的な範囲外の性状を指します。
24	要求水準書		10	3	3	(4)	リ				標準的な範囲の設定	第一次質問No. 183の質問では「協議が整わなかった場合は～」とありますが、ご回答で「No. 179の回答を参照してください」とあり、No. 179のご回答では、「本施設の稼働前に協議を行います」とあります。協議が整うまでは、何回でも協議を行うという理解でよろしいでしょうか。	協議が整うように最大限努力しますが、消化汚泥等の放射性物質の濃度に関する標準的な範囲について、万が一協議が整わなかった場合には、0 (ND) ～100Bq/kgを標準的な範囲とするように考えています。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
25	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	<p>汚泥性状の範囲が大幅に逸脱したことで燃料化物の有効利用ができない場合は、燃料化物の製造に係る対価は支払われると回答されておりますが、その一方で支払う金額の算定方法は別途協議事項とされております。（一次質問回答No.68）</p> <p>汚泥性状の範囲が大幅に逸脱した場合は、貴市がリスクの負担者と明記されており、汚泥処理に掛かる費用は予め市と事業者間で定められた汚泥処理費に基づいて満額支払われるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	基本的には御理解のとおりです。ただし、合理的な範囲に限ります。
26	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	<p>現在、放射性物質に係る国等の基準、指針等が示されておりますが、その基準、指針等に基づく取扱いについて、国民のコンセンサスが得られているとは言えない状況であり、実際、貴市の下水汚泥焼却灰の南本牧廃棄物最終処分場への埋立計画が、安全性が確認されているにもかかわらず周辺住民の要請や市議会の指摘によって凍結となったこともその典型と史料されます。</p> <p>放射性物質の標準的な範囲について、供用開始までに市と選定事業者間の協議で定めるとされておりますが、応募者として本事業への応札判断をするため、燃料化物の有効利用の可能性に影響を与える放射性物質の標準的なレベルを予め把握しておく必要があります。</p> <p>国の示すクリアランスレベル100Bq/kgに安全率を考慮した50Bq/kgを、現時点における汚泥の放射性物質の標準的なレベルに設定頂くよう明記願います。</p> <p>また上記放射性物質のレベルの設定が困難であれば、貴市が想定されている標準的な範囲、レベルを予め数値でお示し頂けないでしょうか。</p>	消化汚泥等の放射性物質の濃度については、0 (ND) ~100Bq/kgを標準的な範囲とすることを考えております。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
27	要求水準書		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	<p>表3-3-4-3脱水汚泥等の放射性物質の濃度を含む汚泥性状等の成分の標準的な範囲は、選定事業者と市が本施設稼動開始までに協議を行って定めることとされておりますが、協議を経て設定される放射性物質の標準的なレベルによっては、選定事業者が健全な事業運営についての担保ができず、辞退せざるを得ない事態も想定されます。</p> <p>放射性物質の標準的な範囲についての協議が不調となり、事業契約が解除される場合は、市の債務不履行等による解除として処理頂けるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準書、入札説明書等に関する質問回答（第一次及び第二次）等に基づいて標準的な範囲の設定に関する協議を行い、その結果不調となって事業契約の解除に至った場合には市の債務不履行等による解除とはならないと考えております。</p>



横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
28	要求水準書		10	3	3	(4)	ア				汚泥性状の実績	<p>事業者が、燃料化物の放射性物質の問題で有効利用できない場合、市は「放射性物質に関する対応として国等の基準、指針等」に準じて対応する旨回答（一次質問回答 No. 179）されておりますが、本事業で放射性物質に係る問題として懸念されるのは、昨今の報道にもあったように、国の基準や指針等に基づく安全性が確保されていても、風評や世論の動向次第では、実際に取扱いが出来ない事態に陥ってしまうことです。</p> <p>実際、貴市の下水汚泥焼却灰の埋立処分が、国の基準や指針等に基づいて安全と判断されているにも関わらず、周辺住民の要請や市議会の指摘によって凍結に至っております。</p> <p>放射性物質の取扱いに関する国の基準や指針等について、国民のコンセンサスが得られておらず、また放射性物質について社会が過敏になっている現状を鑑みると、長期間に亘って放射性物質を含む燃料化物の有効利用を、全て事業者のリスク負担で行わせることは、事業者に著しく過大なリスクを負わせるものと考えます。</p> <p>したがって、事業者は有効利用について最大限の努力するものの、放射性物質に係る問題で、万一有効利用出来ない事態に陥った場合は、市が当該リスクを負担するよう明記願います。</p>	<p>消化汚泥等に含まれる放射性物質の影響により、燃料化物が有効利用できない事態となった場合には、「モニタリング基本計画」第3の4(3)に基づき、事業者による管理運営状況、有効利用業務に関する対応、社会情勢等の諸般の事情を考慮し、有効利用に関して事業者による解決が困難であると市が認めた場合には、減額ポイントを計上しない等により対応を行います。</p>
29	要求水準書		11	3	3	(5)					燃料化物の製造および計量	<p>第一次質問回答(No. 74)の有価物の判断基準となる「環境省の通知等」について具体的にご教示ください。</p>	<p>環産廃発第050325002号、環産廃発第050812003号等です。</p>

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
30	要求水準書		11	3	3	(7)	ア				温水の供給 供給の考え方	第一次質問回答(No. 80)のご回答に「排水は無償で排水できますが、場内排水量には上限があります。」とありますが、場内排水量の“上限”をご教示願います。	180m <sup>3</sup> /hを超える排水量により接続する排水設備が異なりますので、上限については協議により決定いたします。
31	要求水準書		11	3	3	3	(7)	ア			供給の考え方	第一次質問回答（要求水準書）No. 82では、「業務実施計画外で熱に余剰が発生した場合は協議・・・選定事業者の責任と負担で処理」とありますが、業務実施計画内で貴市の責任区分の事由により熱に余剰が発生した場合、汚水排水の冷却に必要な雑用水は無償で供給いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な冷却方法によって必要となる雑用水は、市が無償で供給します。
32	要求水準書		11	3	3	(7)	ア				温水の供給	業務実施計画外で余剰が発生した場合は、事業者の責任と回答（一次質問回答No. 82）されておりますが、ここで業務実施計画とは、事業者が市へ提出する業務実施計画との理解で宜しいでしょうか。またその場合、業務実施計画に基づいて施設運用中に、供給先である貴市の設備でトラブル等が発生し、温水の利用が出来ない場合、余剰熱が発生しますが、この処理に掛かる費用は、市の責任と負担との理解で宜しいでしょうか。	実施計画書は、御理解のとおりです。また、市の設備のトラブル等による余剰熱の処理に必要な費用については、No.31の回答を参照してください。
33	要求水準書		14	3	3	(12)	カ				ユーティリティ ティー設備	第一次質問回答(No. 101)にある「既存建築物」には、付帯する機械設備も含むと考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
34	要求水準書		16	3	3	(13)	エ				監視制御設備	要求水準書には中央操作室内での取り扱いについてのみ記載されていますが、貸与をうけた参考資料2-2中の「本事業に伴い監視制御関係で撤去・改造等が必要と考えられる項目」では中央操作室以外にも相当量の処置内容が記載されています。これらは別途発注工事にて貴市が行い、本事業の範囲ではないとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりです。ただし、処置内容等の詳細については、要求水準書、参考資料（既設施設図面）、提案書等により決定します。
35	要求水準書		17	3	3	(14)					土木関係	貸与された参考資料（既設施設図面）より再利用可能と判断された杭が、調査確認により構造上問題が発見され、再利用できなくなった場合、追加費用として協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	選定事業者の費用にて実施してください。
36	要求水準書		18	3	4						ユーティリティー等に関する条件	第一次質問回答（要求水準書）No. 112では本項目全般に対して特定計量器とするように回答がありましたが、要求水準書P. 18には7項目に「計量装置を設ける」とあります。計量対象物によっては計量方法等に制約がかかります。特定計量器の使用については各計量対象物ごとに貴市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には特定計量器としてください。ただし、計量方法等により制約がある計量対象物がある等の場合には、市と協議とします。
37	要求水準書		19	3	4	(11)					その他副産物	副産物に放射性物質が含まれる場合、処分が困難となります。放射性物質は全て消化汚泥等に由来することから、処分先の選定、処分費用等の一切は事業者の業務範囲外とする旨、提案書に明記した場合、要求水準未達になりますか。	消化汚泥等の放射性物質の濃度については0（ND）～100Bq/kgを標準的な範囲とすることを考えておりますので、その値を考慮せずに、提案書に明記されていた場合には要求水準の未達となります。なお、提案した副産物の処分が、国等の基準、指針等又は諸般の事情により困難となった場合には、市の所有地に保管を行う等のスキームの変更も含めて協議を行います。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
38	要求水準書		22	3	5	(5)	ア	(キ)			試運転	試運転中の燃料化物、副産物等は選定事業者の責任において適正に利用又は処分を行うこととありますが、試運転期間中の燃料化物に関しては事業契約書第66条に記載のある買取の義務（支払い義務）はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
39	要求水準書		22	3	5	(5)	ウ	(キ)			性能試験	性能試験中の燃料化物、副産物等は選定事業者の責任において適正に利用又は処分を行うこととありますが、性能試験期間中の燃料化物に関しては事業契約書第66条に記載のある買取の義務（支払い義務）はないとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
40	要求水準書		31	4	3	(10)					燃料化物の有効利用業務	第一次質問回答(No. 151)において、「SPCにて有効利用先を確保し売買契約をもって全量利用を担保することで、要求水準を満足することも可能です。」とありますが、有効利用先にて、燃料化物の転売も可能でしょうか。	燃料化物の有効利用先は、構成員または協力会社を想定しています。転売先がそれらに含まれるのであれば可能です。
41	要求水準書		31	4	3	(13)					本施設見学者の対応に関する協力	年間の見学者の総数はどの程度と想定すればよいかご教示ください。	平成19～21年度実績で年間約30組、約500人の見学者が南部汚泥資源化センターを訪れています。ただし、本施設の稼働後は、見学者数が増加することが見込まれます。
42	要求水準書		31	4	3	(13)					本施設見学者の対応に関する協力	横浜市殿への申し込みのあった見学者については、横浜市殿の施設の会議室等を使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	必要に応じて南部汚泥資源化センターの会議室等をお貸しすることは可能です。

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業  
第二次 質問及び回答（要求水準書）

No.	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
43	要求水準書		42	5	3						その他事項 住民対応	<p>近隣住民に対し、放射性物質を含む燃料化物をセンター外に搬出するリスクについて、横浜市殿にて説明が完了しているものと考えてよろしいでしょうか。また、完了していない場合は、いつ頃説明を実施する予定でしょうか。実施方針のリスク分担表では、本施設の設置に関する住民反対運動等のリスクは横浜市殿の負担となっていますの第一次質問回答(No. 42)では、「必要に応じて行う本施設に設置に関する近隣住民等の説明は本市リスクとなっています。なお、市は必要に応じて近隣住民等の説明に必要な資料等を選定事業者へ依頼することがあります。」となっているため、放射性物質の製造、搬出リスクの住民説明は完了しておらず、選定事業者が決定するまで実施の予定はない状況とのことでしょうか。</p>	<p>今回設置される燃料化施設は、民間事業者の提案の中から最適のものがPFI事業審査委員会で選定されるため、提案の方式により設置される設備等が異なります。このため、住民の方々への説明は、燃料化施設に関する性能等の詳細が決定した後に、事業者と協働で実施する予定です。</p>
44	要求水準書		42	5	3						その他事項 住民対応	<p>第一次質問(No. 196)のご回答に「説明は本市のリスクとなっています。～説明に必要な資料等の提出を選定事業者の依頼することがあります。」とありますが、資料等の提出により発生する費用は、横浜市殿にてご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>資料等の提出にかかる費用は事業者で負担してください。</p>